

**「食料生産地域再生のための先端技術展開事業」**  
**公募に係る質疑応答概要（Q & A）**  
**（平成25年7月2日時点。更新部分は青字。）**

**【研究・実証地区】**

（Q）実証地区の状況に応じてできるだけ平成25年度中に「研究・実証地区」における現地実証に着手とあるが、現在実施している委託プロジェクト研究等における技術などで、将来的にはこの事業において実証する計画である場合、既存の研究事業の終期との関係で当該期間内に技術の導入が行えない場合があるが、このスケジュールは原則としてということでしょうか。

（A） この事業は「研究・実証地区」を定めて実証を行う事業であり、研究着手後、速やかにこの地区で実証に着手できない特段の理由があるものはその理由を整理していただきます。特段の理由がないものは、原則として地区内で何らかの実証に着手していただくこととします。

（Q）。研究・実施地区内で研究を行わなければならないのか。研究・実証地区を利用できない理由が妥当でない場合、それが理由で不採択になるのか。

（A） 本事業では、「研究・実証地区」を設定し、個々バラバラと研究を行うのではなくまとめて研究を行うこととしています。被災地にとって必要な研究であるものの、自然環境的な要因等により、「研究・実証地区」で実施できない研究は、その理由を明確に整理した上で、「研究・実証地区」外で実証を行うこともあり得ますが、特段の理由がない場合には、「研究・実証地区」内で研究を行っていただくこととなります。

なお、今回の公募に提案をいただく場合、提案段階で、研究を実施するにあたって様々な協力を依頼する生産者を個別具体的に設定していただく必要はありません。

また、研究実施計画は、一定の到達目標に向けて組み立てることになるため、網羅型研究において一部小課題を「研究・実証地区」外で実施することを提案される場合、事業全体で検討する目標と、「研究・実証地区」外で実施する小課題との関係を整理していただくことが必要となります。

（Q） 実証研究に協力いただく生産者や生産法人等は、どのように決まるのか。

（A） 研究・実証地区で研究に協力いただく生産者や生産法人等は、委託予定先を決定した後、研究機関・研究内容を踏まえ、県庁や地元自治体と選定方法も含めて相談しながら、農林水産技術会議事務局が決定します。

(Q) 実証研究に協力していただく生産者等が決まるのは、いつ頃になるのか。

(A) 協力を依頼する生産者等が、実証研究に協力するかどうかを判断するためには、どのような研究を行うが判明しないと判断できないため、研究課題の内容が決まった後の早くても委託契約の締結時期頃になります。

(Q) 研究・実証地区内において協力を依頼する生産者等は、研究課題毎に設定するのか。

(A) 異なる研究課題でも、コスト削減もしくは収益率増加を図る経営体像が共通する場合は、同じ農家（漁業者）等に協力を依頼することがありますので、一概にはお答えできません。なお、1つの研究課題であったとしても、複数の経営体像を設定する場合には、複数の協力農家（漁業者）等を設定することもあり得ます。

#### 【研究機関・コンソーシアム】

(Q) 本事業の別の研究課題に参加している研究機関が応募しても構わないのか。

(A) 提案した計画の遂行が担保出来るのであれば、応募可能です。

(Q) 研究実施期間中にコンソーシアム内の研究者が異動した場合、契約を変更する必要はあるのか。

(A) 契約は研究機関単位で行いますので、異動した者が異動前に所属していた研究機関において引き続き研究の継続が可能な場合、契約を変更する必要はありません。

ただし、当該研究者でなければ研究の継続が困難な場合、異動先の研究機関及びコンソーシアム内で同意が得られ、かつ、運営委員会及び推進委員会において承認が得られれば、異動先の研究機関と契約を締結することになります。

#### 【普及・実用化支援組織】

(Q) 「提案書を作成する段階では、実証を行う地区や協力を依頼する生産者等をあらかじめ特定する必要はありません。」とあるが、一方で、「研究グループには原則として、協同組合等の普及・実用化支援組織の参画」が求められているが、被災地の協同組合等に協力を依頼することになるのか。

(A) 提案書の作成段階で、研究を実施するにあたって様々な協力を依頼する生産者を個別具体的に設定していただく必要はありません。

しかし、一定の研究成果が出た際に、その成果を被災地域内外に広げていくた

めに、成果を実際に社会に普及する企業や協同組合等適切な構成員を、研究コンソーシアムの構成員として参画していただけるよう調整してください。

(Q) 普及・実用化支援組織として、地元市町村役場を想定しているが、研究・実証地区内の協力農家が決められなければ、普及・実用化支援組織も固められない。どのように提案書に記載すればいいか。

(A) 実証研究に協力いただく農家が変わることで普及・実用化支援組織も変更の可能性がある場合は、提案時には具体的な普及・実用化支援組織を研究コンソーシアムに参画させることができなくても結構ですが、提案技術（体系）の普及・実用化の考え方については、提案書内に記入下さい。（例：「普及・実用化支援組織として、地元市町村役場を設定予定」など。）

(Q) 研究コンソーシアム（研究グループ）に属さない協力機関を「普及・実用化支援組織」として位置づけてよいか。また、提案書様式2-2の「研究実施体制図」に記載する必要はあるか。

(A) 協力機関も「普及・実用化支援組織」として位置づけることは可能です。提案書の「研究実施体制図」には、「研究グループ」の枠外に具体的な機関名と普及・実用化支援組織としての位置づけが分かるように記載してください。

(Q) 研究実施期間途中からコンソーシアムに新たに研究機関を参画することは可能か。

(A) 研究内容によっては3年目から研究を実施するような研究機関もありえますが、その場合は、提案書の段階からその研究機関をきちんと記載して提案して下さい。  
また、実証研究の実施期間中の参画については、研究課題を管理し、成果の実用化を進めるため、コンソーシアムの合意が形成されている上で、運営委員会において、その合理性・必要性を判断し、最終的に農林水産省が決定します。

(Q) 研究に応募はするものの、初年度は研究を行わず、翌年度以降から研究に着手することは可能か。

(A) 被災地の早期復興という目的を持った事業でもあるため、初年度から本格的な研究に着手することを基本とします。ただし、研究コンソーシアムを構成する研究機関のうち、A研究機関が担当する研究課題は、B研究機関の初年度の研究成果がないと着手できない場合など、やむを得ない相当の理由が認められる場合は、この限りではありません。なお、初年度の研究費の配分がない研究機関がある場合であっても、提案時の研究コンソーシアム構成員として位置づけを行い、提案

書の2-2に研究機関を明記するようにして下さい。

(Q) 地元の農業法人や地元企業との連携を進める際、例えば生産者や食品会社等にヒアリングを依頼し、予算措置がない場合があるが、これら事業者も e-Rad に登録する必要があるか。

(A) アンケートなど簡易な調査を依頼する先が研究を実施する機関でなければ、謝金や請負といった対応をして頂きます。その予算は当該調査を予定している研究機関に計上していただくこととなります。また、参画機関において予算措置を行わない場合は、e-Rad の登録は不要です。

普及・実用化支援組織についても、共同実施機関として提案書に記載して頂きますが、普及・実用化支援組織に研究費の配分を行わない場合には、e-Rad の登録は不要です。

(Q) コンソーシアムに参画している研究機関が、同じコンソーシアム内の研究機関や普及・実用化支援組織に技術指導又は会議等への出席を依頼する場合、主催者側である研究機関が旅費を負担することは可能か。

(A) 主催する研究機関からの依頼出張に係る旅費を主催者側が負担することは可能になっています。

#### 【応募】

(Q) 本事業の公募に、別途、補助金をもらって実施している研究実施計画を提案しても良いのか。

(A) 補助金をもらって実施している研究と重複しない内容であれば応募可能です。本事業の内容と、既に補助金をもらって実施している研究とが重複しないことが明確になるよう、提案書5-1の項目に適切に記載してください。

(Q) 応募要件に、農林水産省競争参加資格の取得がありますが、研究グループで応募する場合、参画する全ての参加資格が必要か。

(A) 研究グループで応募する場合は、代表機関のみ農林水産省競争参加資格を取得すれば良いとしています。

なお、都道府県や市町村などの地方公共団体は資格を取得する必要はありません。

(Q) 提案書には、網羅型研究の場合は5年間、個別要素技術型研究の場合は3年間の

研究期間を通じた金額を計上するのか。

- (A) それぞれの研究課題で実施する各研究項目（小課題）ごとに、実施期間とその年度に必要な経費を記載して頂き、総額をその下部に記載して下さい。予算が年度ごとになるため、翌年度の研究費の限度額について確実なことは言えませんが、2年度目以降の研究費については、原則として初年度と同額程度として計画を作成して下さい。（応募要領 別紙4 提案書様式の7ページ参照）

(Q) 申請後に諸事情に辞退することとなった場合、いつまでに連絡をすればよいか。

- (A) 遅くとも審査委員会開催以前（7月下旬予定）にまでには連絡を下さい。

(Q) 随意契約登録者名簿登録申請書とは、どのようなものか。

- (A) コンソーシアムを設立した場合、採択決定後、農林水産技術会議事務局と委託契約を結ぶために、代表機関の住所及び代表者（契約者名）、委託研究費の振込口座名を「随意契約登録者名簿登録申請書」に記載して農林水産技術会議事務局に提出していただきます。申請書の様式については、採択決定後、お渡しいたします。

#### 【研究費】

(Q) 複数の研究機関で研究を実施する場合、研究機関間の予算配分はどのようになるのか。

- (A) 複数の研究機関で研究を実施する場合は、参画機関同士でコンソーシアムを形成することとなります。研究費の配分については、コンソーシアムにおける研究の役割分担に応じて、必要経費を計上し、その限度額に応じて資金を配分することとなります。

資金の流れとしては、コンソーシアムの代表機関の口座に入金し、代表機関が配分計画に基づき、各参画機関に資金を再配分することとなります。

(Q) 人件費について、定められた単価があるのか。

- (A) その機関の給与規定等に基づいて単価を設定して構いません。本事業における研究を専属で実施するのでないならば、作業日誌・業務日誌により各個人が本事業に従事した割合（エフォート）の管理をしっかりと頂きます。

(Q) 計上できる経費として、一般的には汎用性のあるパソコンは計上できないとされ

るが、協力していただく生産者にシステムの末端としてパソコンを配置したいのだが、計上できないのか。また、リースでないといけないのか。

- (A) パソコンを本事業に関することのみ専用使用するのであれば計上できます。また、リースするより購入した方が経費を低減できる場合は、リースでなく購入が可能です。

(Q) 研究推進上、農産物の栽培管理のために、生産者や生産法人等に協力いただく場合、費用はどのように計上すればよいか。

- (A) 生産者や生産法人等が研究を行うのではなく、研究機関から依頼を受けて、栽培管理等に協力いただく場合の費用については、謝金又は請負業務による雑役務費として計上可能です。

(Q) 各研究課題の委託研究費限度額は、どのように決まったのか。

- (A) 各研究課題によって、生産コストの半減又は収益性倍増を目指す経営体の農産物の経営規模、営農の形態、又は技術的課題が異なっていることから、公募を開始するまでに、被災県及び東京都で先端技術提案会を開催して、被災県で導入可能な技術を広く募集し、提案会資料に記載された必要な経費を参考にしながら、県庁等と相談して設定しました。

(Q) 研究費で購入した物品や製作したハウスは、実証研究終了後に、どのような扱いになるのか。

- (A) 本実証研究は委託契約に基づいて実施していただきますので、原則、実証研究終了後は国に返還していただきます。しかし、引き続き、類似の研究を実施する場合には、継続利用の申請した後、使用することができます。

(Q) 研究推進上、農産物の栽培管理のために、パートなどを雇用する場合は、研究に協力いただく生産者又は生産法人等に、パートとして雇用してもらうことは可能か。また、可能な場合、本来業務と研究による業務（栽培管理）とを分ける必要が出てくるので、どのように整理すれば良いのか。

- (A) 本件委託事業により、必要な栽培管理の経費を計上し支出することは可能ですが、それを研究に協力いただく生産者等に一旦雇用してもらう場合には、被雇用者の業務のうち、研究に関する部分を明確にする必要があります。

(Q) 応募要領の中では、初年度の委託研究費限度額が示されているが、実証研究のた

めに必要な経費を考慮した場合、この限度額で不足する見込みとなった場合は、どうすればよいか。

(A) 初年度の委託研究費限度額を変更することは出来ませんので、初年度に実施すべき研究内容を精査して、限度額以内に納めた提案として下さい。なお、翌年度以降の委託研究費予算額の総額については、初年度の委託研究費限度額×研究実施期間を目安に計画してください。初年度の委託研究費限度額を超えて研究費を計上する必要がある場合は、その必要性を整理した上で、提案書の4-1に所要額を計上して下さい。

(Q) 他の委託事業によって、これまで研究開発を行ってきた技術があるが、このような技術を本件事業において被災地への最適化・体系化を図ることは、重複と見なされて、委託研究費を受けることは出来ないのか。

(A) これまでの研究成果を踏まえて、本件事業において技術を発展（最適化・体系化）する場合は、重複とはなりません。現在実施中のものかどうかに関わらず、同じ研究内容で研究資金を二重に受けることは、当然重複となります。

(Q) 本事業費で購入した機器を協力機関に設置した場合、事業終了後も当該協力機関が引き続き機器を利用することは可能か。

(A) コンソーシアムの構成員との協力関係が続いており、当該協力機関で継続使用することが本事業の目的に合致している場合にあっては、継続使用の申請手続き後、引き続き利用することが可能です。

(Q) 協力機関に不利益が生じた場合、謝金等に計上することは可能か。

(A) 生じた不利益について、委託費として計上することはできません。

(Q) 契約までに発生する費用を計上することは可能か。

(A) 委託費として計上できるのは、契約後に発生した費用のみであり、契約までに発生する費用については、お支払いすることはできません。

#### 【収益納付】

(Q) 本実証研究で生産された農産物で売却して得られた収益は、どのようになるのか。

(A) コンソーシアムに参画している研究機関に収益が発生した場合は、収益納付の対象となり、契約書に基づいて収益の一部を国に納付していただきます。研究に協力いただく生産者や生産法人等は、委託予定先が決まってから、決定することを想定しているため、基本的には、収益納付の対象とはなりません。

収益納付の考え方については、事例によって異なりますので、委託予定先が決まった後、研究機関とご相談しながら対応を検討いたします。

(Q) 研究実施機関に収益が出た場合、国への収益納付が必要と理解しているが、研究終了後でも同様の扱いとなるのか。

(A) 本件事業では、研究実施期間中に得られた収益を対象としていますので、開発した技術によって研究終了後に得られた収益については国への納付の必要はありません。

#### 【審査】

(Q) 審査委員会において、説明する機会を与えられると聞いたが、それはいつ頃の予定なのか。

(A) 審査委員会は7月下旬頃を想定しています。なお、提案件数が多い場合は、審査委員会を複数日設けるため、締め切り日以降に具体的な日時をお知らせします。

(Q) 提案書を提出する段階で、実証研究に協力していただく生産者等が決まっていたほうが、審査で有利になるのか。

(A) 実証研究に協力していただく生産者等は、審査終了後、委託予定先が決定していただくこととなります。

#### 【その他】

(Q) 採択後、研究実施計画書を決定し、それに基づいて契約を行うとなっているが、様式は農林水産技術会議事務局から示されるのか。

(A) 提案書には研究期間全体の研究実施計画が記載されていますので、採択した研究機関には、毎年度、研究実施計画書を記載していただきます。

研究実施計画書の様式については、農林水産技術会議事務局からお示しますので、これに基づいて契約を行うこととなります。

(Q) 研究・実証地区については、採択後に、実証研究に協力していただく生産者や

生産法人等を決めていくことになっているが、協力者との契約はどこが行うのか。

- (A) 研究に協力いただく生産者や生産法人等の契約は、研究実施機関との間で必要な契約を行っていただきます。

(Q) 提案書の「研究課題名」は、応募要領の公募研究課題名を記載すべきか。

- (A) 提案書の「研究課題名」及び e-Rad の「研究開発課題名」には、公募要領に記載した公募研究課題名を記載してください。なお、審査委員会による審査の後、採択機関と研究内容に応じた研究課題に変更します。現時点で想定している研究課題名がある場合は、公募研究課題名の後ろに ( ) カッコ書きで記載していただいて構いません。

(Q) 宮城県及び福島県以外の場所で研究に用いる機器や施設を製作し、「研究・実証地区」に持ち込むということでも良いか。

- (A) 「研究・実証地区」において実証を行うのであれば、問題ありません。